

興福寺旧蔵抄物の紙背文書

——鎌倉時代の染織・為替・讃岐国神崎庄等々の史料——

永島 福太郎

往昔、学問をするのに必要な用紙を入手するのは容易ではなかった。そこで、文書消息の反故になったものを利用し、その裏面を書き物の料紙とした例が多い。

そのため、いわゆる紙背文書が現存するのである。

最近、私は名古屋市の如春庵文庫において紙背文書の三括を拜見した。鎌倉時代の古文書であり、史料として貴重なものが多々あるので、学界への紹介を思い、同文庫主の許しを得て、ここに若干の解説を加えて印行することにした。

ちなみに、この紙背文書は、奈良興福寺の廃絶子院

興福寺旧蔵抄物の紙背文書

から流出した抄物（経文註釈書）の料紙として遺る。

一 「三十三過本作法」紙背文書

（表紙）

弘長貳年拾月二日儲之了

三十三過本作法

聽範之

興福寺旧藏抄物の紙背文書

この抄物は、「三十三過本作法・聴範草」といわれる。表紙・裏表紙ともにして二二丁。聴範は興福寺の学侶。その伝は明らかでない。

これの表紙を除き、本紙から裏表紙にわたり、すべてに紙背文書が見える。もとより、この紙背文書は、すべて弘長二年（一二六二）以前のものである。

一 某仮名消息

(二丁裏)

(貼紙)

御文

これにもひとかた

ならすめてたくこそ候へ、

(公) おほやけ御わたくし

おほしめすさまの

御よろこひ、かた〜

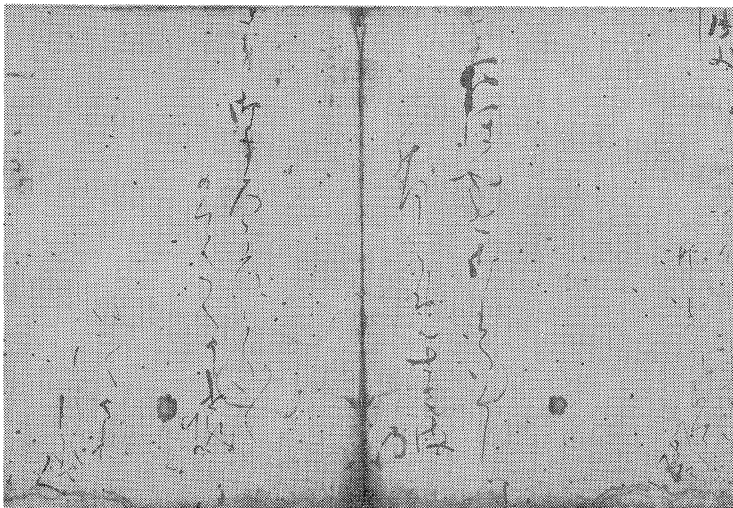
めてたくうけ給はり候へ、

返々うれしく

こそ候へ、

この仮名消息は、書風といい、気品といい、後鳥羽

院サロンとの関連がしのべる。「御文」という当時の貼



第一号文書 某仮名消息

紙があることも注目され、宸翰と推測する向きもある。
今後に研究を期する。

二 専英書状

(三丁裏)

母尼後候事、至今年候

十六年成候、九月二日歳九十二

年号不覚候、十六年ハ一定

候也、恐々謹言

六月十日 専英

三 某書状

(三丁裏)

替銭二十貫文、筑後入道

使者ニ可沙汰渡之旨承候、

早可沙汰渡候也、恐々謹言

六月六日 経貞

いわゆる為替の発祥を示す好個の史料である。為替
に関する文書としては最古といえるものだろう。為替

興福寺旧蔵抄物の紙背文書

文書については、田中稔「為替に関する一史料」(日本
歴史一〇三号・昭和三二年一月)という紹介文がある。
それも興福寺伝来の抄物「因明短釈法自相縁円草」(文永元年
善芸写)の紙背文書を紹介されたものであり、奇しく
も、これと姉妹関係にある。「法自草縁円草」の為替
は、鎌倉と奈良との間にしくまれたものだとわかるが、
その点、これは不明である。

経済史史料として貴重である。

四 某仮名消息

(四丁裏)

(前紙欠ク)

られにてこそせられ候

はめ、さてミかははうに

申なと申ことの候しハ

くるしからぬことにて候

はんするか、そう・あまなどに

なり候ぬれハ、さやうの事

は、かりなきとやらん

申候へとも、御た

つね候て、人をも

召されあら七候へ、

五 蓮阿進濟状

(五十裏)
進上

御瓜十合者、

右進上如件、

弘長元年六月十八日 沙弥蓮阿(花押)

大和は瓜の名産地である。平安時代、皇室御領の黄瓜御園(所在地不明)が見える。なお、漬瓜免田などが随処に見えるし、麻畑には瓜がよく育ち、これを麻瓜といったという中世文献も知られる。近世、奈良漬のおこるいわれだろう。また麻織物も大和の名産である(蚊帳・奈良晒)。

この濟進状の瓜は、公事物として進濟されたものである。なお瓜進濟状はこのほか兩三通見える。大和の莊園からの濟物ではなく、近江あたりから進濟された

ものかもしれない。

六 定信書状

(六丁裏)
新年御吉事、かた〜申

こめ候了、中納言殿御かくもん、

人ニすくれさせをへしまし

候て、何事もおほしめされ候

まゝにてわたらせをへしまし

候之由承候へ、返々悦入て候、

(安届陸)
あこるんとよりの御ふみ

まいらせ候、あら〜かしく

正月八日 定信

この中納言は未詳。この抄物の筆者の聴範の経歴が不明なことに合わせて、解明に苦しむ。

七 平忠綱披露状

(七丁裏)
(前切レ)

申上候了、重罷蒙仰候之条、

不日可參上仕候之處、忠綱子息

小童被差若宮流鏑馬候之間、(春日社)

無他事彼當を仕候、依何事被召

候哉、承其子細候て可參上仕候、弁実

同令申此由候、以此旨可然様可有

御披露候、恐惶謹言

八月五日 平忠綱上

平忠綱は興福寺被官の在地領主。やがて国民の称を
与えられる。

八 為経送進状

(八丁裏)

御瓜二合令進上候、

可然様可令見參給

候、恐惶謹言

六月八日 左兵衛尉為経

加賀公御房

この為経は、頭中納言、左大弁に昇り、建長八年に

興福寺旧藏抄物の紙背文書

薨じた藤原(吉田)為経に比定されよう(本稿第三章所
掲の九条道家の御教書案を奉じた右中弁為経のこと)。

加賀公は一乘院門跡の坊官と考えられ、披露状の形式
である。しかし、為経の左兵衛尉時代にさかのぼるの
は、年代的に無理なようでもあるし、瓜の送進という
ことも考慮せねばならない。なお、今後の研究にまち
たい。

宛名の加賀公は院家(一乘院門跡か)の執事である。
これを聴範といえぬこともない。

九 某書状

(九丁裏)

二合かへすくよろこひ

候て給了、ことに京にて

へありかたきをりふしにて

候、なをくよろこひ申候、

恐々謹言

六月十七日

信弁(マ)

二合は恐らく瓜を二合というのであろう。瓜を京都

に贈進した礼状である。

一〇 某書状

(十丁裏)

其後久不申入候、公私何条事

候乎、尤以不審不少候、

抑、安明寺下司長安子息男、聊

不調事候之間、令檢封彼住

宅候了、先立尤可申入子細

候之處、少事候之上、故律師之時

も少々事へ不及伺申、私経沙汰

事等候歟、仍無左右加下知候了、

而被下、御使被切解彼封候之由、

馳申候、此条返々驚恐入候、

被尋聞食候者、

大和平群郡安明寺庄の庄官(こことは下司)の罪科のこ

とに關する。檢封とは、居宅を封印する処罪である。

一一 為経送進状

(十一丁裏)

御瓜三合令進上候、

可然之様可令見參

入給候、恐惶謹言

六月十二日

左兵衛尉為経

加賀公御房

一二 蓮阿送進状

(十二丁裏)

御瓜三合令進上候、

可然様御計候て、可令

見參入給候、恐々謹言

六月六日

沙弥蓮阿(花押)

進上加賀公御房

一三 左京職愁状

(十三丁裏)

味間庄一丁三反

菓子東庄八丁五反

右注進庄々新田者、往古職領也、并御寺

進官役兼行之地也、然間彼進官之張

被載職田云事了、彼張被披見之時、不

可有其隱哉、次今注進庄々之外、兼又

於注進庄々者、為院家御沙汰、任 院宣

之趣、且守旧跡、有限可弁濟段別一斗

職米之旨、欲被仰下之状、粗注進如件、

弘長元年七月 日

興福寺領味間庄は十市郡、菓子東庄は式下郡に属する。職田は左京職田だとわかる。進官役は雑役免と同じこと、雑役公事が興福寺領である。年貢は興福寺から進官、雑役は寺納という意である。

一四 実玄披露状

(十四丁巻)

先日被 仰下候左京大夫

(十市郡) 申味間職田之間事、其後

度々相尋庄民等候之處、一切

存知不仕候、先々如此公事

勤仕事、不候之由申候也、

此上事、可存何様候哉、以此旨

興福寺旧藏抄物の紙背文書

可有御披露候、恐々謹言

十月廿一日 実玄

進上 加賀君御房

一五 浄蓮奉書

(十五丁巻)

三条左近将監状如此候、給黎

院去年御年貢之間事、于今無

沙汰之条、尤不便事候哉、念可令

致其沙汰給之旨所候也、重色

御年貢物等、不残一物令抑留

候て不致其沙汰候之条、返々

無其謂候、有子細者可被使之

由令申候をハ、無其さ右候て

自由追状はかりハ無其謂事

候也、去年於庄家追出收納使

下之案文、旁問答状等

.....(統紙).....

(十六丁裏)

又陳方候は、可被使之由

申候処、無其儀して

平難渋之条致此候歟、

念可令致其沙汰給之旨

所候也、仍執達如件、

八月六日 淨蓮

藤右近將監殿

薩摩国給黎院(揖宿郡)が見える。撰関家領島津庄のうちが興福寺領に分与されたものである。この近く、良港の坊津は興福寺一乘院門跡領である。

一六 某書状

(十七丁裏)

(前紙欠ク)

覽、又三川房にも申

をきて候也、十三日ニ

ハ一定まかりのほり

候へく候也、あなかしく

二月五日 経堅

(端ウツ書)

「御返事 経堅」

一七 平国則進濟状(折紙)

(十八丁裏)

牛屎院弁濟使

進上郷志色々録文次第

合

(縫摺)すぬいちり二面、裏具して、

(番付子)かふしの染物、裏くして、

れんてんのあさき、裏具て、

梅のこん、うら具して、

(生纏)すゝしのはちしやうの

(小袖)こそてのきぬ三

(細美)さいひのぬの四丈二段

建長八年八月十日

沙汰人 平国則

大隅国牛屎院(伊佐郡)の弁濟使平国則の濟物の送進状である。縫摺・染物・小袖衣・細美布などの各種が

見え、稀有の衣服史料といえる。

一八 印玄請文

(十九丁裏)

奥山御庄出作百姓弥

三郎男可令召進之

旨謹以承候了、向後

随被 仰下候、可至沙汰

候、恐々謹言

六月十四日 印玄

奥山庄は高市郡に所在。非法を犯した百姓の召喚状である。

一九 某 消息

(袖書)

ぬ、ゆけく〜とそかひたく候、

其とを責伏候て、

寄懸候ハ、や如何、

内々此趣を可被仰候歟、

比興々々、

興福寺旧藏抄物の紙背文書

(裏表紙裏)

今日ハ現在七・八を注て候つ、

此外ハ不出来候、劬勞おかしくこそ

候つれ、現在ハいたく證義の所存にも不

違けに候つれハ、指てそ〜無為之衆、

悦喜之外無他事候、又、其に候抄出共、

弥撰御覽候て、房主のをは、やかて〜被

返進候へ、余をハ一も不被落、皆

是へ可給候、開義抄の御申やり

つるを房主方へ可被進候、此間、

心静令参会候て、そゝろ事をも可

申候、又、第八卷談義ハしせさせ

給候ハ、兼必々承候て、不指合候者可

参候也、今度所作、一向御分をせめ

かたり申候つる事、返〜痛存候、

又、所望弁の抄出も進之候、是も

筆者は僧侶で、教学のことに関する。

二 「事智問断事」紙背文書

(表紙)

康永二年二月 日

(追筆)

「伝空慶」

事智問断事類

(紙カ)

(追筆)

「妙音院
朝英」

堯寛

なお次ぎのような奥書が見える。

(奥書)

康永二年癸未二月十九日於

北角院令書写之畢、悪筆

之間、文字等定難見開

敷、後見之人可被直之

而耳、

末学堯寛

一 善慶書状

(二丁裏)

西妻室御留守房名代

事馬道以西、重秀観教房

第七房分

就惣別公私不饑子細之間、

於自今以後者、奉申付頼専

覚勤房候了、即給主方三蔵院

御房伺申入候了、以集會便

宜可有御披露候也、恐々謹言

極月五日

善慶

これは堯寛が康永二年(一二三三)に書写した抄物である。表紙とも五丁。「事智問断」という法相宗の教学を釈義した抄物である。これを論題として講問が行なわれる。先徳の釈義を参考にするため書写するのである。

表紙に見える追筆の僧名は、これの相伝者が記したものである。古風の書風なので、やや年代推定に疑問もあるが、空慶は天正四年(一五七六)に公卿菊亭家から喜多院に入室し、元和三年に興福寺別当に昇った喜多院僧正であろう。空慶から興福寺学侶の妙音院朝英に伝授されたことが示される。

年預御房

(表紙裏)

「引封」

僧房年預御中

善慶」

二 三面僧坊年預所下文

(二丁裏)

下 三面僧坊領讚岐国神崎庄官百姓等所

仰下条々

一自国司・守護方自然沙汰出来之時者、公文・田所

・船所以下」令談合可致其沙汰事

一同沙汰之時、臨時急事、若三人之会合難叶者、先

相窮子」細於面々、令他行者、随庄家之居合可致

其沙汰、相互」無偏執以公平可為先事

一同沙汰之時、酒肴等事、於為御領事者可為公物、

但、臨期」申入事子細於僧坊、蒙御免可致其沙汰、

就領内輩事」有其沙汰令出来者、属其身可致沙汰

事

一天下動乱之時、地頭并預所及庄官等可出對之由」

有催促者、預所於令在庄者勿論、不然者庄官等令」

與福寺旧藏抄物の紙背文書

出對、兩方可償其役事

(四丁裏)

一自国司・守護方物得分事被催促之時、縱雖及使者

譴」責、不申入本所、無左右不可敍用、若猶及嚴

密之沙汰者、各沙汰」人等加評定致秘計、以雜掌

之名字捧請文、申国方被」注進請文候様可廻計略、

且請文土代被下遣之、可存」此趣事

一去年召符交名人等事、恣可執進先度」牒請文事

一庄家強竊放火人等事、庄内之煩職而由斯」、具尋

究可注進、隨其左右可致沙汰、若又沙汰人不及」

注進者、可仕行罪科事

一当庄寺社免田畠在之敷、寺社破壞顛倒過法之上」

者、云破壞分限、云免田畠下地可被注進、殊被」

興行下地、可被相當修理新事

一同寺社領山地可林之、若於伐取輩者、兩三沙汰人」

等可被注進事

一庄内輩、以私意趣、閤領家内々令和讒国司」守護、

令惱庄内輩云々、事实者太不可然、(如左)此輩載起請」

(三丁裏) 詞可注進事

一 有限公文・田所於先例召仕役者勿論、其外輩於召仕「百姓等者永可停止之、有違犯輩者可注進交名事」
 一 庄官子息親類等、任雅意、牛馬引飼、百姓等之「作毛之由有其聞、可被停止、違犯輩事子細同前、一以未安堵之名々、切懸斗増惱百姓等云々、事実者不可然、」(紀)早止其儀可随御寺御計事
 一本錢返并年記活却地事、如近日被宣下者、「以拳錢半倍之法相當于所出之土貢、被返本主」由有其聞、当庄分事悉可令注進事

右以前条々、任被定下之旨、無違越之儀、且致其「沙汰、且可注進子細、若沙汰人等及無沙汰者、可被行重科之状、依僧坊集会評定下知如件、以下、

建武貳年十二月 日

傳燈法師位
 年預。実英
 年預。辨曉
 年預。専有

建武新政では、地方行政組織として国司・守護を並置した。荘園領主は、在地の庄官らにこれの対処方や庄

務遂行について訓令を發したのである。この年時の庄務定目はまこと稀有といふべきものである。このほか、讚岐国神崎庄文書は、次章に掲げる「勝軍比量」にも見える。それらを合わせて、別稿に論説する予定である。
 なお第一号文書に見える西妻室は興福寺三面僧坊の一。宛名の年預の僧侶が抄物を書写した堯寛らしい。年預は三面僧坊衆の奉行(代表者)である。
 次章に掲げる紙背文書も、三面僧坊領讚岐国神崎庄の關係文書である。三面僧坊年預がこれを所管したものでらしい。かくて、その關連がわかる。

三 「勝軍比量」紙背文書

(表紙)

三卷	勝軍比量事 喜草 (追筆)
	「妙音院 朝英」
	堯寛之

これも、堯寛が書写したのが、時代を経て妙音院朝英に相伝されたのである。勝軍比量も法相教学の主要論題である。

表紙には喜草、奥書には顯範法印草と見える。喜という略称と顯範法印とは同人であるべきだが、これは一致しない。喜と略称される僧侶の古抄物を顯範法印が書写し、それをまた堯寛が書写したと考えねばならなからう。

(奥書)

康永三年甲申七月三日、於北角院、

以借用之次馳筆畢、顯範法印

草也、殊勝抄物也、深可秘之、々々、

末学堯寛之

かくて、次ぎに掲げる紙背文書は、康永三年以前の書写ということになる。

一 讚岐国神崎庄具書案

イ、前関白九条道家御教書案

(表紙裏)

(九条道家)

光明峰寺殿御消息案

興福寺旧蔵抄物の紙背文書

以讚岐国神崎庄限永代所被宛置于當寺三面僧坊供祈也、政所下文・国司庁宣等遣之、^(鶯)瓦雖並鶯^(鶯)侶無留跡、久住之荒廃無供之所致也、自今以後、以秋稼之稅為夜学之資、各嗜三余之苦業可励一宗之興隆、兼又抽心府之精誠、可奉祈御願之円滿之旨、宜仰遣者、大殿御消息如此、為経恐惶謹言

天福元

十二月十六日

左中弁為経

(裏信)
一乘院

進上 興福寺別當僧正御房

ロ、前関白左大臣九条道家家政所下文案

前関白左大臣家政所下 讚岐国在庁官人等

可早任国司庁宣、以当管三河郡神崎郷為不輸庄園、

停止官物勅院事以下大小国役、以乃貢宛用興福寺

三面僧坊供祈事

(四丁裏)

右当寺三面之僧坊者、法相宗記^(説苑九)□之□窓也、

禪林之杞梓挺出自此處、惠苑之琳琅瑩成自

其中、而近古以来、追日兮靡鷲露之棲、雖有蹤
蛩雪之勤已懈緩、自在少壯偷欺此凌替、若任
大重有志于興隆、遂乃愚文備渙之柱石、長男
立周之戶牖、為當今之外祖、繼曩代之前榮、是
偏宿願達神明之照見也、蓄念叶祖考之本

懷也、可果此願豈非此時哉、仍頻勸勵西匠之
功、欲召集南学之侶、或雖有少破、或雖有半作、
僧房之構不違舊、止宿之侶不似昔、是則無供

之故歟、縱下崇華之棲送日之謀、欲何為、若
無照松之資連夜之学、又其奈、故剖分讚岐國
神崎郷、宛置其用途、万代永可停止国衙妨、

一切不可切宛勅院之由申下 (奉勅カ) 綸言、可傳未來、
向後管領何有相違、以此南海之民稼、宛彼南都之
学稼、各各相勵孜孜勿怠、但若變留学之思、於

(裏表紙裏)

党之衆并同意之輩悉可擯出、永勿相交、欲
禁凶惡豈加賞賜乎、遙令学業傳慈氏尊龍
華之會、常擊法味代大明神柱蔡之奠、伏乞

上奉祈幼主、下可資弟子、然則德祚延長繼嗣
繁昌後王併受、此余裔下民永誇其一平、弟子
等、君臣合躰子孫相承、外親屬我遺流後胤、悉

如當時自家及国無為有截、氏寺氏社神力法力
一時計會万年長久者、早以此神崎郷為一円不

輪庄園、停止官物勅院事以下大小国役、以乃貢可
宛用興福寺三面僧坊供祈之狀、所仰如件、在庁官
人等宜承知、勿違失、故下、

天福元年十二月七日 案主 左衛門少志中原

令散位藤原朝臣 彈正少志中原

別當文章博士菅原朝臣 知家事右史生紀

散位藤原朝臣 修理少進安倍

修理左宮城左中弁藤原朝臣 右馬權頭源朝臣

讚岐守源朝臣 右中弁兼内蔵頭藤原朝臣

二 聽円消息

(三丁裏)

尚々難謝申候、

恐悅之外無他候、

不審之処悦成候

了、抑西京事

察申候、惣庄散々

式候敷、不及万之料

足候敷、無念相存候、

(二丁裏)

一千文拝領候了、御沙汰

至迷惑仕候、返納之条

是其恐不少候、今日

聊小経營にて候間、

三事相応時分候、御

大當時、自然承旨候

敷之由相存之處、無其

儀之間不能所望申候、

事々期参会候、恐々

謹言

六月十五日

聽円

(ウツ書)

「(引封)

聽円」

興福寺旧藏抄物の紙背文書

恐らく、建武中興につづく南北朝動乱に際会し、讚

岐国神崎庄も南北両党から侵害されたことであろう。

これの停止あるいは復活を興福寺が北朝に愁訴した。

その具書(証拠書類)である。

この神崎庄は天福元年(一一三三)、前関白九条道家から三面僧坊領として興福寺に寄進された(九条道家処分状に讚岐神前庄とあるのと同じ)。ここに、その寄進状案が発見されたのである。

これらと、前章に紹介した建武二年の庄務定目のごときは、すべて稀有のものである。新出の史料として、ここに紹介する。なお、この讚岐国神崎庄についての論説は別稿を期する。

以上、興福寺旧藏の抄物三帖の紙背文書を紹介した。現在、興福寺はもちろん、諸大寺には聖教・典籍類は多量に所蔵される。その紙背文書の調査は容易ではないが、それに珠玉も見出させる。

近時、紙背文書の刊行も進められる。『圖書寮叢刊』看

興福寺旧蔵抄物の紙背文書

聞日記紙背文書・別記』（昭40）、統群書類従完成会刊『実隆公記（第十卷・紙背文書）（昭34）』などが大部なものだし、記録類の刊行のさいは、その紙背文書ももたらす趨勢となった。同慶の至りである。